

3 教育的ニーズの把握について

【ポイント】

- ▶教育的ニーズの把握
- ▶市町村教育委員会等の調査の視点

(1) 教育的ニーズに応じた適切な学びの場の検討について

○ 教育的ニーズとは

教育的ニーズとは、子ども一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障がいの状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかを検討することで整理されるものです。

○ 就学に関する事前の相談・支援の必要性について

就学先を判断する前に教育相談等で、把握・整理した子ども一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。

(2) 教育的ニーズを整理するために

○ 最も大切にすること

対象となる子どもの自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することです。

○ 教育的ニーズを整理するための三つの観点

次の三つの観点で整理し、本人や保護者、その他関係者から就学相談等をとおして把握することが大切です。

① 障がいの状態等

(視点) 医学的側面からの把握

(視点) 心理学的・教育的側面からの把握

② 特別な指導内容

(視点) 就学前までに特別に必要とされる指導内容

(視点) 義務教育段階において特別に必要とされる指導内容

③ 教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

(視点) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」の「別表」の観点による配慮の検討

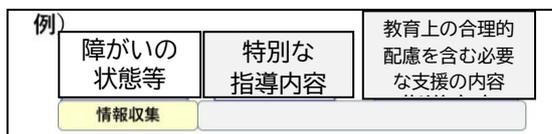
(視点) 「障害のある子供の教育支援の手引(令和3年6月文部科学省)第「第3編障害の状態等に応じた教育的対応」のI~X(各障害種別)の1の「(2)教育的ニーズを整理するための観点」



(3) 教育的ニーズの把握が十分ではないケース（例）

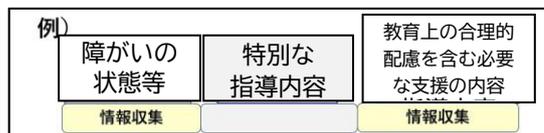
- 障がいの状態のみで学びの場を検討しているケース

学び場の検討の際に、個別に必要な合理的配慮を受ければ、共に学ぶことができる状況であることを考慮せず、障がいの状態のみで学びの場が分けられてしまう可能性があります。障害者基本法第16条の考え方を踏まえておらず、本人や保護者に十分な説明ができず、合意形成に至らないケースがあります。



- 特別な指導内容を考慮せずに、学びの場を検討しているケース

本人に必要な特別な指導（自立活動等）について把握が不十分であると、週1回程度の自立活動の指導の指導内容以外に、通常の学級で支援を受けながら学習することが可能である場合であっても、「特別支援学級」と学びの場が決定されることがあります。通級による指導と特別支援学級の違いについて、本人や保護者に十分に説明する必要があります。

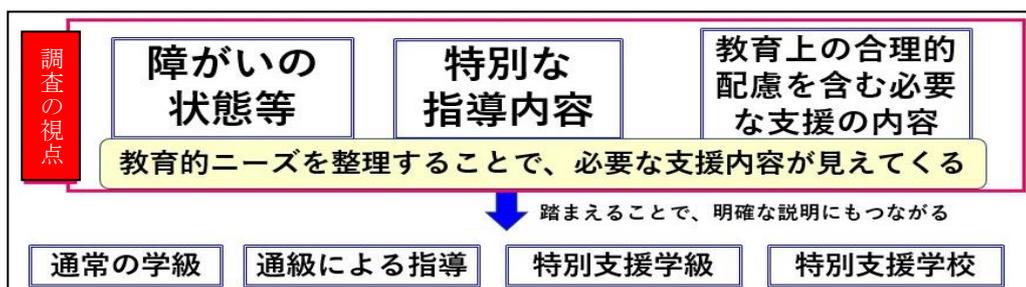


(4) 市町村教育委員会における調査の視点

- 教育的ニーズの観点から調査する様式等の検討

教育支援委員会で学びの場を検討する際に、調査する様式を各学校や委嘱された調査員等が活用しますが、各市町村教育委員会が調査する様式等に、教育的ニーズを整理・把握し、記載する欄を入れることが必要です。

教育的ニーズを把握した上で、学びの場の基礎的環境整備の状況、合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する状況を把握し、特別な指導内容を検討することで、適切な学びの場を検討することができます。



活用資料：【資料2-1】【資料2-2】【資料2-3】